

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） お忙しい中、時間をいただきまして、ありがとうございます。

待望の新しい産業振興課長が着任されましたので、紹介させていただきたいと思います。

お名前は樋口有二でございます。年齢は昭和58年12月27日生まれの34歳でございます。前職は総務省情報流通行政局情報通信政策課の政策係長でございました。

なぜ下田に派遣されたかといいますと、内閣府の地方創生人材支援制度というのがございまして、これはこの地方創生に意欲のある国家公務員、あるいは大学の研究者及び民間人材をその自治体の補佐役として派遣していただけるというふうな制度がございまして、下田市としては、その制度を利用して下田市の産業の振興を図ろうという意図で招致させていただきました。

この34歳でこの重要な政策係長を務めておられるということは、非常に将来嘱望されている人材だというふうに思います。恐らく、この係長というのは、自分で仕事をして、また部下にも指導しなければいけないという非常に重要な立場でございまして、その政策の中核を占めるんですね。また、計画立案して、それを実行しなければいけないという立場でございまして、そういう難航する業務を無事に乗り越えられてきたというのは、これから下田の産業振興のためにお役立ちいただけるのではないかとというふうに期待をしております。

皆さん、どうかご支援のほどをお願いしたいというふうに思います。

これで紹介を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。（拍手）

○産業振興課長（樋口有二君） ただいまご紹介に預かりました、総務省からまいりました産業振興課長の樋口でございます。

何とぞ、まだまだ皆さんに比べて若い人材で、まだ下田のこともよくわかってはいないところではございますが、今後皆さんと一緒に地域の課題について取り組んでまいりたいと思

いますので、何とぞご支援のほど、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（竹内清二君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君であります。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第84号。平成30年7月1日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

平成30年6月下田市議会定例会説明員の変更について。

産業振興課課長補佐兼施設係長、平井孝一にかわり下記の者を出席させるので通知いたします。

産業振興課長、樋口有二。

以上でございます。

続きます、発議第5号。

平成30年7月4日。

下田市議会議長、竹内清二様。

新庁舎建設設計特別委員会の設置について。

下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に係る調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提出者、賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、小泉孝敬。賛成者、下田市議会議員、進士為雄、同じく橋本智洋、同じく伊藤英雄、同じく沢登英信。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集りください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 5分休憩

午前10時14分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき小泉孝敬議員より提出されました発議第5号 新庁舎建設設計特別委員会の設置について、議案の追加申し出があります。この際、発議第5号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第5号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号は、ただいま配付いたしました議事日程のとおり追加することと決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定について、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上13件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長 橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、改めましておはようございます。

産業厚生委員長の橋本でございます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

2) 議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

4) 議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

5) 議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

6) 議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過

7月2日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より白井建設課長、日吉市民保健課長、長谷川上下水道課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(竹内清二君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでございました。

次に、総務文教委員長 進士為雄君の報告を求めます。

1番 進士為雄君。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長(進士為雄君) 総務文教委員長の進士為雄でございます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

2) 議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定について。

3) 議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について。

4) 議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過

7月2日、第1委員会室において議案の審査のため委員会を開催し、市当局より黒田統合政策課長、土屋学校教育課長、土屋福祉事務所長、佐々木税務課長、高野防災安全課長、土屋生涯学習課長、井上総務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(竹内清二君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) まず、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてをお尋ねをいたします。

これは、本会議でも説明がありましたように、第78回の黒船祭の招待者等の歳入26万のうち15万を25歳になる職員が流用したと、このようなことがあってはいかんと、したがって、その責任を市長、副市長としてもとりたいと、とるんだと、こういう意図であろうと思います。その思いは決して否定するものではありませんが、この議論の中で10%、あるいは5%、1カ月とこういう内容についていかなものかと、こういう質問が一般質問の中でありました。この点について、どういうぐあいに議論を、まず1点、したのかしないのか。

それから、やはり市長、副市長の減額でこの事件が終わりになるんだと、こういうことであっては僕はいけないと思うわけです。何でこういう事件が10年に二度も起きるのかと、再びこういうことが起きないようにしなければならないと、それはやはり市の補助金制度の中で16ものこの団体にそれぞれ市が補助金を出していると、そのうちの8団体は観光交流課だと、しかもその金額も半端ではないと、黒船祭については2,100万円だと、夏期海岸対策事業については1,100万円だと、この民生委員等の福祉の大きな金額もせいぜい460万ぐらいですから、単位が違う大きな事業をしていると、にもかかわらず、それをチェックする体制や人材がないと。

この市の職員の中で一番残業をしているのは観光交流課じゃないですか。観光立市の観光交流課だと、こういう中で体制ができていいのか、そういうチェックする人があるのかどうなのか、規則や規約や人材も含めて、どういう体制にしたらこういうことが再び起きないのかと、こういう反省というんでしょうか、次の策をこういうぐあいにしましょうというものに伴わなければ、これは全く意味がない形式的な給与を減額したということだけになってしまふんじゃないかと。そういうことであれば、私はこの機会、なるだけ早くということでの6月議会に出されたんだろうと思いますけれども、そういう改善策が明確になった時点で

市長としての責任をきっちり明確にしていくと、こういうことが当然ではないかと思うわけです。

そういう意味で言えば、まだ議論の途中の中で減額するんだというようなことについては、時期尚早といえますか、もう少し配慮してご検討くださいと、こういうぐあいに私は思いますが、委員会の中ではどういう議論がされたのかお尋ねをしたいと。

それから、この議第47号の下田市いじめ防止条例の制定についてであります。

子供たちのいじめをなくすということは、学校教育やその他におきまして大変重大な課題であろうと思うわけです。ところが平成25年に国が法律をつくったと、国の指導どおりに、条例案どおりにつくったと、こういうことなのかどうなのか、国の条例と違う下田市の現状からこういう条文をつけ加えましたよと、こういうことになっているのかどうなのか、どういう議論がされたのかお尋ねをしたいと思うわけでありまして。

例えば、この説明書を見ますと、インターネットを通じたいじめがあると。教育長に聞いたところ、29年度は中学校で18件、小学校で20件のいじめの報告があると、その内容については明確にされませんでしたけれども、インターネット等に通ずるいじめがあるのか、あるいは早期発見のためにどういうぐあいに手だてをとるのかと。この条文を見ましても、例えば、保護者の責務についてもこの条例でこういうことを決める内容なのかと、道徳の分野として当然、親のものとして、条例、いわゆる法律で定めるようなことではなかろうと私は思うわけでありまして。

例えば、保護者は、この教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童にいじめを行うことのないよう当該児童に対し規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うように努めるものとする、具体的に何を父兄に要求しているかと。こんな条文、いじめ対策としてどう考えてもおかしいんじゃないかと思うんです。法律と道徳で律することとは別ではないかと思うわけです。

そういう区分さえこの条例案はされてないと私は判断したわけです、これ読んで。どういう議論がされたのか、具体的にこの条例をつくることによって20件のいじめの実例、18件の中学校のいじめがどういうぐあいに改善されることになるのかと、そういう観点の議論がされたのかされないのか。されなかったとすれば、それは訂正していただいて、この委員会としての結論を白紙にしていただきたい、撤回していただきたい。そして再度、教育委員会に戻すべき議案であると。

しかも、いじめ等々については、当然PTAや父兄の皆さんと話し合っ、この条文をつ

くっていかなきゃならない問題であろうと思うわけです。市民や父兄や教育にかかわる人たちの議論の中で初めて条例として、必要であればそういうものが制定されていくと。国が定めたからそれに基づいていつ、いつ幾日までにつくるんですよというのは、形式的な条例であってはいけないと私は思うわけですが、これらの議論がどうされたかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） まず、第45号の議案については、質問等議論はありませんでした。本会議で議論した内容を事情やむを得ないというふうに認めたということだろうと思います。

次に、議第47号 いじめ防止条例については、まず、学校や先生の負担が大きくなるのではないかと、例えば、インターネットやSNSですか、そういうものからいじめもあるんで、学校等だけでは大変じゃないかと、対応がなかなか難しいんじゃないかという質問、次に、条例制定を機に、防ぐためにどうするのか周知するべきではないかというような意見、具体的に道徳授業についてはどのように考えているのかと、大方この3つぐらいの質問がありました。

その中で当局から言われたのは、いわゆるその条例どおり各責務がうたわれているので、今後は、要するに、いわゆる学校、先生だけに任せるのではなくて、市を挙げて行うようにやっていきたいというようなことの回答、次には、また、地域及び関係者には周知徹底すると、また、小学校についてはもう今年から、中学校については来年からその対策の計画が作成されるというような回答もありました。道徳については、もう既に行っていますが、さらにこれを機に、ちょっとまだ具体的な内容が未定なんですけど、進めていくというような発言がありました。

以上、大体、大方の議論はそのように捉われて、その中で事情やむを得ないんじゃないかということで可決されたということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第45号については、今の報告ですと、議論らしい議論をしないで通したと、正直な発言と言えれば発言ですけども、どういうぐあいに思うんですか、委員長として。議論らしい議論をしなくて通して結構なんです。そんな委員会や議会なんです。

下田の議会は。

それから、そういう意味では、やはり法律が何かと、条例が何かと、道徳は何かという部分の区分が全くついてないんじゃないかと思うんです、そういう形では。じゃ、具体的にインターネットで起こるといようなことは言われていますけれども、20人のこの実際の例、あるいは18人の例の中に、どういうものがあつたんでしょうか。そういう個々の検討なくして、この条例に基づいていじめがなくなるという対策が有効だといような判断はできないんじゃないかと思うわけです。

むしろ、この25年に国が法律をつくった、ご案内だと思いますが、滋賀県大津市中学校のこの問題は、この学校は道徳教育の一番先端を行っていた学校だと、こう言われているわけです。そして、その学校で出された結論は、むしろ学校現場で教員が一丸となって、さまざまな創造的な実践こそが必要だと、こう言っているわけです。この条例によって、そういう実践例が生み出されるようになるんでしょうか。再度お尋ねをしたいと思うわけです。

道徳教育を押しつけるようなことや、父兄や子供自身に成人した大人と同じような形で義務を課すような条例であつていいはずがないと私は思うわけです。この点の委員長の個人的見解でも結構ですから、含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 再度、議第45号の処分についてですけれども、議論がなかったと、委員会での要するに内容を要するに報告しているわけですから、内容はそのとおりです。で、結果、要するにその処分でよろしかろうという、要するに結果になったという報告です。

次に、議第47号については、先ほど言われたインターネット等については、要するに学校だけでやれるものではないという、いじめは防止できるものではないという条例の中で、各その市民も含めたりいろいろなところの責務があるということをやっているということで、いわゆるその回答としては、やはり市を挙げて、要するに市で取り組んでいくということで防止していきたいと、そのことで委員会として妥当だろうということで、やむを得ないということで認めたと、あくまでもそういうことです。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 議第45号 特別職の常勤職員の給与ですが、この減によってどうい

うことを委員会として、こういう措置をすれば効果が出るんだと、何を望んでこういう措置が妥当という結論を出したのか、その内容をお話したいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 今、先ほどから何回も言いますように議論はなかったと、本会議での議論を踏まえ、その要するに処分内容で妥当だろうということで各委員等皆さん議論がなかったということですから、それ以上でもありませんし、それ以下でもない、そういうことです。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでございました。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 3月に発覚しました観光交流課職員の不祥事の責任を市長、副市長としてもとっていきたいと、この姿勢のもとにこの議案が出されたものと思うわけでありま
す。しかし、このような形での責任のとり方というのは、私は全く不十分だと、こういうぐ
あいと思うわけでありま

す。どうい
うわけでこのような事件が観光交流課で起こるのかと、16も同じような口座を、市の補助金を受けて、それぞれ持っている課があるわけです。課長が通帳を持っている課がある。ところが、観光交流課では続けて33歳の職員と25歳ですか、若い職員が不祥事を引き起こすと、観光交流課以外起きていないわけでありま
す。どうしてこういうことが起きるのかと、これをやはりきっちり追及してまいらなければならないと思うわけ
です。

16のうちの、この同じような口座を持っている管理のうち8口座を観光交流課が持っているというわけでありま
す。本来、公金であれば収入役室が、会計管理者ですか、今は、会計

管理者が管理すべきものを事業もお金も同じ課長に管理をさせていると、こういう仕組みの中で黒船祭はこの3日間、大変大きな下田を代表するイベントでありお祭りであると思うわけです。大変に粗相があってはいけない方々、招待者も迎えてやるわけですので、その心の使いよう、気の使いようは大変なものだろうと思います。

そういう体制の中で、職員の残業時間を調べてみても一番残業が多いのは観光交流課ではないかと思うわけであります。平均月45時間を優に超えて55時間以上になっているのではないかと思いますし、黒船祭の間近には、それは当然何があるかわかりませんので24時間職場に詰めていると、こういう勤務体制で職員は恐らく頑張っているんだろうと思うわけであります。こういう状況を解決しなければ、人員を配置するとか、あるいは会計上の処理をきちりとするとか、どうしても夏期海岸対策事業や黒船祭については、市の観光交流課あるいは担当課がその財政、お金まで管理しなければ不都合だという事情も一方であるわけですので、そこが改善できないのであれば、人を配置するなりそれなりの、通帳を課長が、判こを係長が持つと、これだけでは解決ができない、また再び同じような事件が起こらざるを得ないことへの解決には、私はならないと思うわけであります。

私の主張が間違っているのかどうなのか、きっちり調査をして、そしてその上で、再びこのようなことが起きないように仕組みが構築できそうですと、このときに市長、副市長として初めてきっちり責任をとると、この問題を次に進めていくと、こういう時期になるんだろうと思うわけです。今、市長、副市長がこの1カ月分の給与を減額しても、これでけりがついたということになれば、それ以上の改善を当局として努力するということはなかなか困難になって見過ごされてしまう結果になるだろうと思うわけであります。

したがって、私は今時点で、市長、副市長の気持ちがわからないわけではありませんが、今時点でこの減額をすべき時期ではないと、きっちりそれらの対処の仕方を明確にして、そのときに初めて市長、副市長として責任をとりたいと、こう提案をしてくるのが本筋ではないかと思いますので、反対をするものであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内久生君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例は、現時点での管理監督責任を明らかにするもので、極めて妥当と考えます。

よって、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について賛成するものであります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第45号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 下田市コミュニティバス条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第47号の下田市いじめ防止条例は、その内容の検討が不十分で、

このまま可決すべきものでないと、こういう判断をいたしますので、反対の討論をさせていただきますと思います。

いじめの問題は、子供の成長にとって大変重大な問題であろうかと思えます。教育の大きな柱の一つであると言ってもいいのではないかと思うわけであります。子供たちがいじめられずに安全に教育を受けられ、そして自らを成長させることができるそういう環境をつくってまいらなければならないと思えますのは、私もそのように考える一人であります。

しかし、それを法律で、いわゆる条例で義務を定めていじめがなくなると、こういうものでは決してなかろうと思うわけであります。条例で定めること、そして道徳として心に落としこまれていることと、こういうことは当然であろうかと思うわけであります。

この経過を見てみますと、国がいじめの防止の推進法をつくったと、それに倣って同じものをつくったと、こういうことではやはりまずいのではないかと思うわけであります。下田市におきますいじめの現状を分析して、そして、それらに対応するような仕組みをつくっていく、当然PTAや父兄や多くの皆さんにこの課題を話し、意見を聞き、それを条例が必要なら条例にしていく、条例とかそういうものは要らないと、むしろ少人数学校とかカウンセラーとか、そういうところを増やしてほしいよと、こういう意見が出てくれば、それに対応するような仕組みをつくっていく。

そして、教育委員会が結局、いじめ問題等々を隠してしまうので、市が行政的にそれを明らかにするんだと、果たしてこういう姿勢でいいのでしょうか。これではまさに教育に行政的な横やりを入れると言いますか、そういうことになりはしないのかと、なぜ教育委員会や教育担当者が、このいじめの問題を明らかにし解決するという方向ではなく、隠してしまうというような仕組みになっているのかと、こういう根本のところを議論して、どういう教育委員会にしていったらいいのか、子供たちにいじめがなくなるような仕組みがどう実現できるのかと、こういう議論の立て方、論理の立て方を私はすべきだと思うのであります。ところが、これらの論理が全く欠落しているというのが、この今回出されているいじめ条例の案ではないかと思うわけであります。

先ほども紹介いたしました、保護者は子供の教育にのっとり第一義的に云々だと、こんなことを法律で定めることなんではないでしょうか。親の理念、責務として当然のことであろうかと思えます。具体的にこの条文によって親に何を求めるということになってまいるのかと思うわけであります。そして、子供たちにはいじめの現場を見たら通報しなさいよと、このような姿勢で果たしてよろしいのかと、罪人をつくるようなそういうような姿勢でいじめを取り

縮まればいいんだという観点からの条例であっては、私はいけないと思うわけであります。

市民は基本理念にのっとり、いじめを受けた児童等を発見したとき、または児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかにこれを当該児童が在籍する学校または関係者に通報するように努めると、こういうことを改めて条例で定めなければならないような下田市であるのかと、大変私はそういう意味では残念に思うわけであります。こんな管理社会をつくっていいはずがないと、こういう思いでございます。

ぜひとも皆さん、もう一度、このいじめ条例のそれぞれの条文とその裏に隠れている精神といえますか思いをきっちり読み解いていただきたいと、こうお願いいたしまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内久生君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例の制定は、いじめ防止に資するものであり、必要な条例と考えます。

よって、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定について賛成するものであります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第47号 下田市いじめ防止条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 平成29年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次は、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

◎発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次に、日程により、発議第5号 新庁舎建設設計特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 発議第5号 新庁舎建設設計特別委員会の設置について。

下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に係る調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年7月4日提出。

提出者、下田市議会議員、小泉孝敬。賛成者、同、進士為雄、橋本智洋、伊藤英雄、沢登英信。

提案理由でございます。

下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に関する調査研究を行うため。

地方自治法第109条及び下田市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称 新庁舎建設設計特別委員会。

2. 委員の定数 7名。

3. 調査事項 下田市新庁舎の議会ゾーン等における建設設計業務に係る調査研究に関する事項。

4. 委員の任期 審査報告し、審議が終了するまでとする。

5. 設置期間 当該調査事項の目的が達成するまで設置するものとし、議会閉会中もなお調査研究のため活動できるものとする。

平成30年7月4日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 申しわけないです。

いまだによくわからない部分があるんですが、そもそも今度設置しようとする特別委員会の性格というものはどのようなものなのかということをもう一度ご説明いただきたいというのと、なぜ今の時期に特別委員会を設置するのか、設置しなければならないというのか、そして、特別委員会でなければだめなのか。例えば議長主催による全員協議会、そこに関係者をいろいろお呼びして情報を提供してもらい、その中で情報交換、意見交換をするという形もあるんじゃないのか。あるいは、この庁舎建設に関しては総務文教委員会が一応所轄の委員会となりますので、ここで、総務文教委員会に今言ったような関係者等々もお呼びしながら、より深い議論を進めていくというふうなこともあり得ると思うんですが、なぜ特別委員会でなければいけないのか。

とりあえずそこら辺のところについてのご説明をお願いします。

○議長（竹内清二君） 提案者。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） わかりました。鈴木 敬議員の質問に対してお答えします。

この新庁舎に関しては、昨年皆さんのご努力、全てのいろんな意見、やっと位置については決定、市民の皆さん待ちに待った位置に関しては決定されたわけですが、その後、昨年の10月ごろ基本構想というものが、大まかな、いわゆるどういう方向で市民のために市役所自体のハードの面でどういうふうにしていくかということが議論され、大まかな当局より基本計画が出されたわけですがけれども、それが今年に入って、我々、当局の提案されたものと我々が今まで説明を受けたものとの大きな差、特に議会ゾーンに関して大きな差があったということで、その辺の経緯等も聞こうじゃないかということで協議会を3月、それから6月と、それから我々、検討会ですね、大変失礼いたしました。協議会ではなくて検討会ですね、検討会で我々、意見も若干出しながら当局の説明も聞いたわけですがけれども、その中でもその経緯と疑問点、意見を出し合うところ、先日来の議員同士の意見交換の場でも、あくまでもそれは我々相互の中で意見を出し合うだけで、そこから先がなかなか進まないんじゃないかと、結局、建設に関してのもうタイムリミットもありますし、その中で短期でいろんな議

論をしていかなければならないだろうというふうなところが先日の意見交換会の中でもありまして、敬議員も出席されたと思うんですが、その中でも大方の議員、一部の、先ほど言われた委員会でもそういったものを議論すればいいんじゃないかというような一部意見もございましたが、これ本当に一部の意見でございまして、大方の議員のところでは、議会ゾーンに関して非常に疑問もある、いろんなこともあるということで、今後それを、いろんな意見を提出していく上でも、あくまでも意見交換会の場合だけであって、当局に対する提案権等がいわゆる特別委員会であればないという大前提があって、いわゆる意見交換会だけではなく、れっきとした議会としての提案する権利、提案権、それを明確にするために特別委員会を設けたほうがよろしいではないかということで、大方の議員の総意で特別委員会を設けたということでございます。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） これは3回ですか。

○議長（竹内清二君） 2回目です。ただいま2回目です。

○8番（鈴木 敬君） 3回に限定してですか。

○議長（竹内清二君） 質問は3回です。

○8番（鈴木 敬君） 要するに提案者は、単なる意見交換、情報交換の場合だけでは足りないよと、議会としての意向を表明すると、そこにはある程度、議会としての意向表明ということとは、それにある程度、力というか、決定力というか、そういうものまで求めていると、議会はこういうふうに言っているんだよと、おまえらも意見聞きなさいよと、結構強制力もあるような、そこまでも展望しながらそういうふうに言っているのかということと、あと、基本構想、基本計画の段階で審議会、基本構想基本計画審議会というのがありまして、そこで審議して、いろいろな意見も出しているんですが、そこら辺のところ、議会ゾーンに関しては、開かれたというんですか、多目的に使えるような議場がいいんじゃないのか、それには使い勝手から言ったら、3階にこだわることなく1階も踏まえてというふうな意見も審議会のほうの意見としては出てると思うんですが、そこら辺のことも考慮しながら、しかし、議会としては、それじゃ気に入らねえから、議会としてはこっちだよというふうなことを出したいのかな。

で、しかしながら、議会としても全員が同じような意見じゃなくて、今、小泉君の言われれば、一部は違う意見がある。僕はその一部に入っていると思うんですが、そういう意見もあって、そこら辺も全部まとめて、議会としてはこうですよ、議会はこうなんですから、特

別委員会で文書化するわけですよ。文書化して、こういうふうにして提案をするんだから、ある程度、力があるんですよ、影響力あるんですよというふうなことなのか、そこら辺の、現実に戻れば、特別委員会の性格というふうなことをもう一回ご説明ください。

○議長（竹内清二君） 提案者。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 敬議員も先日来、意見交換会その他に出席されていると思いますけれども、対立構造を生むという場ではなかったと思う、あの雰囲気、そういうあれではない。何が何でもその特別委員会を、我々が決めたのを、これを100%、決めたのを言うこと聞きなさいというあれではなかったはずなんです。

結局、いわゆる今まで、ゴールは一緒だと思うんです。よりよい市役所を建てるというゴールに関しては一緒ということはよくおわかりだと思うんですが、その前に期限があると、もう既に、緊防債の関係もあったり、いろんな、できるだけ早く建てなくちゃならない。その前に全てが決まってしまう、今の状態でいく前に議会としてもその経過と内容に関して精査して、意見を議会としても、個別の議員同士ではいろんな意見は当局にも話したかもしれないですが、議会としてこういったものはどうですか、こういったものですかと、はっきりした意思表示、提案というものを形にするためにも特別委員会がいいんじゃないかというようなことで、これがその時点でもいろんな意見は、それは当然出るでしょうし、当局と設計者、いろんな形で説明を求める、そういった場も今後、短期間のうちにいろんな議論をもっとすべきじゃないかというようなことで、この特別委員会を設定するというございます。

ですから、あくまでも対立構造で云々、何が何でもというあれではなかったかと思うんですが、先日来のその意見交換会でも、そのように私は理解していますが。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。3回目です。

○8番（鈴木 敬君） プロポーザルで出てきた案に対する、ここがちょっとおかしいじゃないの、ここが気に入らないよというふうなことは誰しも、議員もすぐ見て、これ全部がいいよというふうに思う人ばかりじゃないと思います。私もいろいろそこなのかなというふうなところで、いろいろ疑問に思うところもありますし、ああ、こういう考えがあってこういうふうにするのかなと、それはよりよいことなのかなと思うような部分もあったりします。

また、プロポーザルのできた案も、この間の当局側の統合政策課の説明ですか、6月の終わりごろですか、においては、校舎は使わないと、プロポーザルでは校舎を使うという、そ

こに健診センターを入れたりとかというふうな案だったんですが、それが校舎は使わないというふうに変ってきていると、だからプロポーザル自体も変わっていくというふうなことがあります。これは当局側の考えもありますし、議員の考えも表明できれば当局側もそれを取り入れながら変わっていくと思います。その場をつくるということ自体については、僕は必要だと思います。そういう情報交換して、いろいろ意見を言いながら、そこでお互いに、俺はこう思っているんだよということは必要だと思います。

それが、しかしながら、特別委員会ということになると、それを一つの意見に、議会としてはこういう意見だよという形でまとめるわけじゃないですか、議会として。そういうふうな形になるんじゃないかなという、そういうふうな形で文書化されて、特別委員会ですから当然文書化されるわけですよ。そういうものがどういうふうに当局側が受け取るのか、あるいは、プロポーザルを含めて設計、建設の過程でどのような影響力を持つのかというふうなところがいま僕は。

だから、先ほどから言っているように、ある程度、だっているんなことを提案されても議会がだめだと言え、これは通らないわけですから、最終的には、予算の問題等とか。本来、議会、議員というのは、それだけの力も権限もあるわけなんです、それをさらに特別委員会という形で一つの文書にまとめて、こうだよというようなことを出したら、もう、そこら辺のところを若干、僕は危惧しているんですけども、そうじゃないという、小泉さん、先ほどからそうじゃないんだよというふうおっしゃっているんですが、その保証みたいなやつはどういうふうな形で考えておられるんですか。

○議長（竹内清二君） 提案者。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 私は提案者ですけれども、保証、それは、保証はという言葉がこの場に出るとは思わなかったんですが、いわゆる敬議員が今疑問視されているようなことをこれから特別委員会でやろうという、まさにそういうことでして、で、特別委員会ができたからといって100%、例えば、この7名、今、委員が予定されているわけですけども、これ全員一致という、今までのいろんな特別委員会でも、それは大方は賛成だけども、こういう少数意見はありましたよという、必ず付記でつけているはず、それは。この議会でもそうです。少数意見がありましたよと、100%の場合と、いやそうでなくて、そういう意見がありましたよというのは十分、今までもそういうふうにあったはず。

ただ、先日来やっていたことで一番大きかったのは、今年のこの段階と大きく変わった面

もあるし、この提案されてなかったものの一案としてそういうのが提示されたので、もう一度その辺も精査しようという、昨年のこの基本計画、それと大きな相違点がある、その辺も含めて再度。

ただ、先日来の意見交換、その前の検討会でも全員が一致でなくて、先ほど敬議員が言われたように、一部こうじゃないかというふうな意見も当然あったはずなんです、あそこで。それも全部含めた上で、より議会としてこういうことを提案していこうと、ただその場だけの意見交換だけじゃなくて、先ほど言われたように、形としても、議会としてもいろんな提案をして、早目にそういったものを、お互いのあれを早く建てなくちゃならないわけですから、そこへ向かって少しでも提案できるものを、折れるものは折れて、そういったあれを今後、特別委員会でやっていきたいと思いますという趣旨でございますから。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

お疲れさまでございました。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

8番 鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） 新庁舎建設設計特別委員会の設置について、私は積極的反対じゃないんですよ、実を言うと。消極的反対なんです、一応、反対の立場から私の意見を申し述べようと思います。

先ほど提案者に対する質問の中でも私、質疑しましたが、なぜ特別委員会なのかというところが、まだ、いまだに理解できないところがありまして、私としては全員協議会、議長主催の全議員が集まって、そこに関係者を呼んで、そこでいろいろと情報交換、意見交換する、で、当局にも議員それぞれの考えを伝えていくというふうなことを何回かすることによって

お互いに設計について、あそこはどの、ここはどのということについてのいろいろな取り組みもできるんじゃないかというふうに思っております。

総務文教委員会、委員会付託ということもありますが、よりベターなのは、私としては、全員協議会という形でやるのが現状一番いい形かなというふうに思っております。とにかくお互いに当局がプロポーザルの会社の方々、そして、審議会の人と、あるいは、その他の関係者の人々と議員とがいろいろ情報交換、意見交換をする場をどんどんつくるということ自体については賛成ですし、限られた時間の中でもやらなければならないことだというふうに思っております。

しかしながら、なぜ特別委員会なのかなというふうな、当初は百条委員会みたいな、えーっそんなふうなものなのみたいなことも出てきたりしまして、今の時点で、要するに特別委員会というのは、ある程度どこかに決められたことに対して不正があったり、納得できない部分があるのかなというふうなことだと思いますし、また、そのような議案が出てきて、その議案に対していろいろ議会としてもよりもっと深く掘り下げた検討が必要だからということで特別委員会というのは設置するのかなと、そういう意味で言ったら、特別委員会の設置の時期というのは、あるいは、去年9月にもう実施設計の予算も成立しているわけですから、3月に債務負担行為で若干あれして、29年度中にはそのプロポーザルの会社も決めましょうというふうな予算も通っているわけですから、その時点で特別委員会を設置するというのがよりよい時期であったのかなと。今の時期になぜ特別委員会をつくらなければならないのかというふうなことが、まだ、いまだによくわかりません。

で、それは、ですから私が考えるに、要するに議会の意見をもっと尊重しろよというか、意見はもっとあるんだよというふうなことなのかなというふうに、それを表明したいのかなというふうに思っています。

まあ、それはそれとして、議会も責任を持って庁舎建設に携わるんだということで、その覚悟があるんだというようなことの表明であれば、それはそれとしていいんですが、そこまで、要するに今回は議会ゾーンのというふうなことで、ある程度は枠ははめておりますが、議会ゾーンを一つ変えることによって、これは議会ゾーンだけじゃありません。議会ゾーンを例えば3階に持っていくというふうな案であれば、現状3階にある市長室、副市長室、その部分は当然ほかの場所に行かざるを得ないというふうなことにもなるかもしれません。一緒の階に、同じフロアーに同居するという案もあるかもしれませんが、いろいろなところに波及していくというふうなことで、庁舎全体の問題になっていく、あるいはまた駐車場の問

題も含めて庁舎全体の設計に大きな影響を与えていくというふうなことで、単に1階から3階までだけの、1階にするか3階にするか、あるいはどこにするか、議会の場所を決めるということだけじゃなくして、当然その議会の場所を決めるということに関しては、じゃ、議会議場をどのように使っていくのか、本当に一般の市民が思っているのは、1年のうちの議会として使う期間というのは、ほとんど2カ月ぐらいじゃないのか、多く見積もっても、そのほかのときには議場は遊んでいるんじゃないかと、それをもっと有効に活用するというふうなことが市民にとってよりプラスになっていく、また、市民がより市庁舎に親しみをもち、そして、市庁舎に行くというふうな一つのモチベーションにもなるんじゃないかというふうなところから、議場のその多目的化だとか、開かれた議会だとかいう言葉で、議場を議会以外にも使っていこうというような意見が出てきていると思うんですが、そこら辺のところも考慮しながら、じゃ、議場をどうするのか、いろんな面にかかわっていくと思います。

ですから、そこら辺のところをより深く考えていくことに関しては、私は大賛成であります。それが特別委員会という形では、私が一番危惧するのは特別委員会で一つの文書で出したら、それが物すごい、ある意味、力を持っていくのかなというふうな、そんなことはないよというようなことであれば、それはそれとしていいんですが、私としては、議会がこういうふうな特別委員会という形で文書でつくったものがこうなんだよというようなことがどれほどの影響力、決定力を持つのかということについて、いまだにちょっとわからない部分がありますので、そこら辺のところも踏まえて、私としては、現時点で特別委員会をつくるというふうなことについては消極的に反対の立場です。むしろ全員協議会等々をもっと活用しながら、もっといろいろ意見交換、情報交換できる場をどんどん積極的に、できたら議長主催でそういう場をどんどんつくっていただくことのほうがよりベターであるというふうに思います。

以上のようなことから、発議第5号 新庁舎建設設計特別委員会の設置について反対の立場の意見とさせていただきます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） それでは、賛成の立場から一言言わせていただきます。

特別委員会の設置というのは、地方自治法第9条に特別委員会の設置をすることを認めているわけでございます。どういう内容を特別委員会で設置をするのかということですけど

も、主に学校建設だとか庁舎建設、懲罰とか百条とか、そういうような内容があるわけでございますけれども、やはりその内容として、各般の事業が着手されていない、いまだ計画の段階程度の、いわば初期の調査事項を対象としてこの特別委員会ではやっていくというようなことが書かれている書物があるわけでございますけれども、先ほど反対の議員が言われた内容を聞いていますと、地方自治法第100条の百条委員会と何かごちゃ混ぜになっているような発言も多少あったようなふうに思うわけでございます。

私の先輩議員のお話を小耳にしますと、過去にバイステージのような建設を行ったときに、市長に何であんな建物を建てたんだと言ったら、過去の過去の過去の市長ですから、議会が賛成したからつくったんだよというふうに、いかにも議会に全ての責任を押しつけるような発言があったということを私は過去に聞いたことがあるわけでございます。

私が一番心配するのは、やはり議員にもいろいろな意見がございまして、やはり一番、これから先へ行くと、やはり稲生沢中学校がなくなった後になると、そこを活用した1階がどうしても市民が利用する、そういう形態が一番多いだろうと、やはりわざわざ2階に市民が行ってもらうよりは、やっぱり簡単に車でおいて1階へ行って、いろんな手続なりそういうものをしていくのが一番、将来のことを考えると、やはりそれが一番、市民が使いやすいんじゃないかというようなそういう意見もたくさんございますし、そこに議会スペースが鎮座していると、やはり何だこれはということになる。そういうことも含めて、これから特別委員会でみんなの意見を出し合って、当局側に提案をしていくということが一番大事だろうと。

このままいくと予算のときになって、予算がこのままいって、議員の意見も何も聞かないでそのまま予算が出されて、予算が否決されて原案否決、仕方ないものと認めるわけです。否決されるのが私は一番厳しい状況であろうと、緊防債なんかも時期があるなどとかそういうことも含めて考えますと、やはりその議員がよそを向いていて、予算のときにだけ否決ということになったらこれはもう最悪の状況であろうと私は考え、今回の特別委員会立ち上げに賛成をいたしました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、発議第5号 新庁舎建設設計特別委員会の設置については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

◎新庁舎建設設計特別委員会委員の選任

○議長（竹内清二君） ただいま新庁舎建設設計特別委員会を設置することが決定いたしました。ここで、新庁舎建設設計特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長の指名によることとなっております。

議長において指名させていただきます。

新庁舎建設設計特別委員会委員に、1番 進士為雄君、3番 橋本智洋君、4番 滝内久生君、6番 小泉孝敬君、10番 土屋 忍君、11番 増田 清君、13番 沢登英信君、以上7名を指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました新庁舎建設設計特別委員会の正副委員長を互選していただくため委員会を開催していただきたいと思っております。委員の方は第1委員会室にお集りください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時51分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩中、新庁舎建設設計特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に小泉孝敬君、副委員長に沢登英信君が選任されましたので、ご報告いたします。

◎発議第1号～発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について、発議第2号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、発議第3号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について、発議第4号 クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書の提出につ

いて、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書4件につきまして順次説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、最高裁判所長官、静岡地方裁判所長に提出するものとする。

平成30年7月4日提出。

提案理由。

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求めるため。

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申し立て件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。

また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取り扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いになることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申し立てを諦めざるを得ないなどの事態が生じ得る状況になっている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要である。

以上から、当市は地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的早期に実施されるよう強く要望する。

記。

1. 静岡地方裁判所沼津支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。

2. 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第2号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成30年7月4日提出。

提案理由。

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求めるため。

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書。

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。最低賃金を引き上げることは、労働者の質を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済が活性化されます。

現在、非正規雇用労働者は、労働者全体の約4割を占め、その多くが若者と女性で占められ、フルタイムで働いても年収200万円以下のワーキングプアという状況で、経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹を揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になります。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給832円に改定されました。これは、全国平均時間給(加重平均)848円を9年連続で下回っています。通常の労働者と同じ時間数働いた場合、月額14万4,601円(労働時間173.8時間)と著しく低いものです。これは地方から大都市への

人口流出の要因にもなっています。

そこで国においては、最低賃金の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立すること、最低賃金引き上げのために中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるようルールを確立させることを求めます。

記。

1. 最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金を確立すること。
2. 最低賃金の引き上げに取り組むこと。
3. 中小企業の支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第3号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地域材の利用拡大推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、総務大臣に提出するものとする。

平成30年7月4日提出。

提案理由。

地域材の利用拡大推進を求めるため。

地域材の利用拡大推進を求める意見書。

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要である。

このため、新たな森林管理システムの下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要がある。

また、低層公共建設物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、地域内エコシステム構築による木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要

があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記。

1. 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取り組みが円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。

2. 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取り組みを推進すること。

3. 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡大を図ること。

4. 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施工者等が参画して検討・検証を行う取り組みを進めること。

5. 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第4号 クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に提出するものとする。

平成30年7月4日提出。

提案理由。

クロマグロ漁獲規制の緩和を求めるため。

クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書。

水産庁は、7月から小型魚に加え大型魚にも規制をかけたとしたTAC（漁獲可能量制度）漁獲枠を県漁協、地区漁協、沿岸漁民に事前説明がないまま突然発表した。

全国沿岸漁民連絡協議会等は、このTAC漁獲枠に対し、沿岸漁民の経営不安をもたらすものとして、6月12日、全国漁業協同組合連合会に要望書を提出した。

水産庁長官は6月7日の衆議院農林水産委員会において、「零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れるとのWCPC（中西部太平洋まぐろ類）条約や、生存漁業・小規模漁業・沿岸小規模漁業を含む漁業者の利益が考慮されたとしたFAO（国際連合食糧農業機関）の行動範囲に、日本としても合意し、責任ある漁業国として、資源管理を行うに当たって小規模漁業者への配慮を行うことは重要であると認識している」と答弁されている。

北海道の漁獲が規制を大幅に上回ったため、全体の枠がなくなり、下田市においても、伊豆漁業協同組合所属のマグロ漁船による操業ができなくなる状況に追い込まれている。

下田市の主な産業は、観光業、水産業等であり、国の制度を受け、新船を建造し、マグロ漁を新たに取り組む若者がいる中、この規制により、多大な影響を及ぼすことが懸念される。

地方創生の理念からも、規制緩和を求め下記のとおり要望する。

記。

1. 小規模漁業者に配慮した漁獲枠を配分すること。
2. クロマグロの資源減少に大きな影響を及ぼしている大型巻き網漁業の漁獲枠を減らす検討をすること。
3. 政府は漁業者の操業を守り、資源回復を図り、小規模漁業者の意見を尊重し、水産行政に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日。

静岡県下田市議会。

以上4件、提出者、下田市議会議員、土屋 忍。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく伊藤英雄、同じく橋本智洋。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 発議第1号から発議第4号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第2号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第3号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第4号 クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

発議第1号から発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでございます。

次に、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の

提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第2号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第4号 クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 クロマグロ漁獲規制の緩和を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成30年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することと決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 0時14分閉会